

## ◆特集 敗戦から80年、平和憲法の危機

# ますます強まるアメリカ追従と改憲草案

徳島西部みんなの九条の会事務局長

近藤 和典

高校生の意識から勇気をもろう

北朝鮮がミサイル発射実験を繰り返していた当時、「徳島西部みんなの九条の会」では、高校生を対象にアンケート調査を実施しました。そのアンケート項目の一つに「日本の平和と安全を守るには、政府はどのような対応が望ましいですか」という問いがあり「他国との外交力や話し合いで解決」と回答した生徒が延べ500人中64%、「他国との軍事同盟や国内の軍事力強化」と回答した生徒は僅か7%という結果になりました。当時の安倍元総理は「北朝鮮問題」に圧力、圧力と叫び、対話のための対話は意味がないと繰り返していました。憲法第九条を守り、改憲反対運動を行っていた私達にとって、日本の平和と安全を願い、未来に向かって心から叫ぶ若い高校生の姿に称賛と感動を貰い、憲法改悪反対運動の更なる活動の勇気を貰いました。

大人たちの分かれる意見

その一方で、今の日本全体の世論は決して明るい展望を持てる状況にないことは明らかです。ではなぜ高校生アンケートに示されるような平和意識が前面に出ないのでしょうか。その要因を考えていくことにします。

一点目は、その数年後ロシアによるウクライナ侵攻が始まり、この危機の報道が毎日流れていた時期に、平和や戦争、憲法第九条の関わりをどう捉えているか、改憲反対の署名活動の取組みを兼ねて近所で話を伺いました。話を始めるや否や「攻められたらどうする」、「第九条を守るだけでは弱い」、「軍事予算を増やし、軍事力を強化して抑止力を高め、平和を維持すべき」等の声が多く、以前の署名活動時に交わした会話の違いに戸惑いました。今まで署名に賛同を得た人達の間でも、戦争はしない、軍隊は持たない、第九条を守り他国を侵略する意思は無

く、安心感や、信頼感を与え戦争を防ぐ平和主義者と、軍備を増強し、抑止力を強化して、戦争を防ぐ2つの意見に分断されていたのです。

次に「戦争を起こしてもよいのですか」と尋ねると、異口同音「戦争を起こしてはダメ」「戦争は悲惨である」と答えます。そこで「なぜ戦争を起こすことに反対の声を挙げないの」と聞くと「他所でしょう」、「外国でしょう」と答え、「戦争」を他人事と考えているようです。会話の内容は「攻められたらどうする」という質問が溢れ、「攻められない為にはどうするか」、「戦争を起こさない為にはどうすればよいか」の質問は皆無でした。

### 被害者意識の刷り込み

平和を維持する何より大切な考えは「戦争を起こさせない為にはどうするか」「戦争を他人事ではなく自分自身のこととして考える」、その上に「戦争をさせない方法」「戦争をさせない力」の結集です。戦争はダメ、戦争は悲惨であると考えているのに、自分自身の問題でなく、他人事と捉え、確たる戦争反対に確信を持ってない背景の一つに、戦争を煽る一部マスコミ報道が、過度の不安を増長させている一面が考えられます。「軍事力対

軍事力」の対立が悪循環を生み、戦争に繋がる「抑止論」。他国の戦争を日本と結びつける「中国脅威論」や「台湾問題」等の報道は一例です。他に毎年8月テレビ放映される先のアジア・太平洋戦争、平和関連番組で原爆、疎開、抑留地からの引き揚げ、空襲等の過酷な「被害」や、特攻隊、玉砕戦に代表される兵士の「犠牲」は大々的に放映を繰り返し、戦争の被害者意識として捉えられています。一方で侵略、残虐行為、植民地支配等の、戦争行為による悲惨な加害行為や、戦地で日本人の餓死、病死等はあまり放映されず、日本の戦争責任が国民に伝わることはなく、過ちに対しての反省や加害意識が国民には届いていません。

このような情報背景の影響を受け、平和、憲法、人権等との広い領域から、戦争を「自分自身」のこととして論理的に捉える事ができず、単純化された個人の感情的議論に走り、平和と人権と民主主義との関わりを十分に理解できないため、平和が守られる社会をどう実現できるかという展望が揺れているのです。

### 形骸化される平和憲法

二点目の要因は憲法が形骸化され平和憲法が破壊さ

## ◆特集 敗戦から80年、平和憲法の危機



九条の会総会で発言する筆者

れかけていることです。我が国の侵略戦争と植民地支配で2000万人のアジア諸国民が犠牲になり、310万人の日本国民の命を奪いました。この反省から我が国は二度と戦争はしないと、国内外に誓い日本国憲法が誕生しました。なかでも日本国憲法第九条は、戦争放棄、武力行使の禁止、戦力不保持を掲げた世界で最も進んだ恒久平和主義の条項を持つ憲法です。

戦後80年、憲法第九条と平和を願う国民の世論と運動で、戦争のない平和の世の中が今日まで続いています。ところがいま憲法第九条をないがしろにし、海外で戦争する国づくりが、猛烈なスピードで進んでいます。戦争はしない、軍隊は持たない、武力行使はしないと憲法に明記したにも拘らず、1954年「警察予備隊」が発足し、後に自衛隊に変貌しました。2003年以降政府はイラク特措法や周辺事態法などの時限立法で「非戦闘地域」に自衛隊を海外に派遣しました。歴代の自民党政権は憲法第九条の関係で集団的自衛権行使は「憲法上許されない」という解釈でしたが、2014年の安倍政権は、立憲主義を破壊し、集団的自衛権行使の憲法解釈を閣議決定によって一部容認しました。その翌年の2015年9月には平和安全法制（安保法制）が強行採決され、日本が直接攻撃を受けなくとも、「密接な関係にある他国」が攻撃を受ければ、自衛隊の防衛出動が可能となりました。

さらに2022年12月岸田政権では、戦後我が国の安全保障政策の基本政策の全てを大転換し、専守防衛を投げ捨て敵基地攻撃能力の保持を盛り込んだ「安全保障3文書」を国会の審議を経ず閣議決定し、沖縄・南西諸島の自衛隊基地には多くのミサイル部隊が設置されまし

た。そして2024年には、米軍と自衛隊の指揮・統制の枠組みが強化され、自衛隊が事実上米軍の指揮下に組み込まれるという日米軍事同盟の歴史的変質となり、憲法は形骸化され、自衛隊が海外で戦闘行為ができることになりました。

また、これだけにとどまらず、自民党の改憲草案での憲法第九条についての素案は「前条の規定は……必要な自衛の措置をとることを妨げず」という条文を加えます。前条の規定とは「日本国憲法第九条の2項」であり戦力不保持と交戦権の否認を明記した憲法であり、戦力不保持規定が「自衛の措置」を「妨げず」となれば、日本国憲法第九条の2項は死文化に繋がり、海外で自衛隊の武力行使が無制限になってしまいます。

三点目に、改憲戦略の背後に米国政府に追従する日米同盟の存在があります。日米軍事同盟の変化、拡大強化が我が国の在り方を変え、憲法を形骸化し「海外で戦争する国」へとますます進めているのです。トランプ大統領は国連憲章や国際法さえかなぐり捨てて、自国の利益だけを追求し、力による政治の言動を繰り返し、我が国に軍事力強化の圧力を強めています。なかでも前に述べたように安倍政権、岸田政権下での改憲、軍事化、同盟化路線が一段と進み、日本国民に定着した平和憲法が破

壊されてきました。「安保3文書」の「防衛力整備計画」は、5年間で43兆円の大軍拡をした上、愛国心の強制とも言える国民負担が当然との発言で増税もセツトとなり、経済的にも国民生活が押し潰されています。

## 平和の尊さを拡げる必要性

最近自治会活動の集いで、地域の青年達に憲法第九条や戦争について気楽に話しかけたところ、話が深まり予期せぬ平和への賛同の声が返ってきました。憲法第九条を守る支持者や戦争、軍事拡大への拒否意識を持つ人は、まだまだ身近に根強く存在しています。気軽に語れば平和の輪が広がり、仲間が広がり、平和を望む声に、明るい兆しを感じました。

如何なる国の紛争も「軍事力」で問題を解決することとは困難であり、「力と力」「軍事対軍事」の「抑止力」強化ではなく、対話と外交により解決する努力が行われこそ、平和は構築されるものです。

実際の戦争を体験している人が殆どいなくなっている今日、戦争の歴史を学ぶ事により平和の尊さを感じてほしいと願っています。

(二) んどう まさすけ)